

鹿屋市人権教育・啓発推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市人権教育・啓発推進会議設置要綱（平成24年鹿屋市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) こども家庭課長

第6条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) デジタル推進課長

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。